

災害時の「電気」をあなたのEVで！

丸亀市EV給電サポーター登録募集中



丸亀市EV給電サポーター制度とは？

停電を伴う災害時に、お持ちのEV車などから避難所へ電力を供給していただくボランティア登録制度です。

対象車両



EV

PHV

FCV

外部給電が可能なゼロエミッション車 (EV・PHV・FCV)が対象です。

登録できる方



丸亀市内に在住の個人、または市内に拠点を置く法人で、対象車両を所有している方。

詳細



市ホームページ

サポーターの方への3つの安心・メリット



市の負担で保険に加入

災害時の活動に備え、市がボランティア活動保険に加入するため、万が一の怪我にも補償があります。



無理のない範囲での活動

ボランティア活動のため、自身や家族の安全を最優先し、可能な場合にのみご協力をお願いする仕組みです。



SDGsの取組として紹介

希望する法人は、市のホームページで「SDGsに取り組む企業・団体」として公表し、その貢献を広く伝えます。

登録から活動までの流れ



1. 申し込み

登録申込書に必要事項を記入のうえ、車検証の写しを添えて、危機管理課へ提出してください。



2. 確認・登録

要件を満たしていることを確認後、自宅等に「登録証」が郵送されます。出勤時は、登録証をお持ちください。



3. 災害時の協力依頼

大規模災害が発生した際に、市から協力依頼をします。可能な範囲で指定の場所へ出勤し、給電を行います。

丸亀市EV給電サポーター制度Q&Aガイド

よくある質問(Q)

回答(A)

● 制度の概要と活動内容

Q 丸亀市EV給電サポーター制度とはどのような制度ですか？

A 大規模災害時に、避難所や医療機関などへ車両で駆け付け、生活に必要な電源を共有するボランティア制度です。

Q どのようなタイミングで出動するのですか？

A 市の車両や企業の協定車両だけでは電力が不足する場合に、市から協力依頼の連絡をさせていただきます。

Q 具体的にどのように給電するのですか？

A 車両の100V/1500Wコンセント、市の外部給電気、または避難所のV2Hを使用して給電します。

● 登録と車両の条件

Q どのような車両が対象ですか？

A 外部給電が可能なEV(電気自動車)、PHV(プラグインハイブリッド車)、FCV(燃料電池自動車)が対象です。
※ハイブリッド車(HV)は登録できません。

Q 外部給電気を持っていないのですが、登録できますか？

A はい、可能です。車両から電気を取り出す外部給電器をお持ちでない場合も、市が用意したものを使用できます。

Q 登録の手順を教えてください。

A ①市HPから申請書をダウンロード
②記入済申請書と車検証の写しを用意
③危機管理課へ提出(持参・郵送・Email・FAX)

● 安全・補償・活動のルール

Q 活動中の事故や怪我に対する補償はありますか？

A 市の費用負担でボランティア活動保険に加入し、活動中の負傷や他人の財産損傷などに対して保証されます。

Q 活動は義務ですか？安全面は大丈夫ですか？

A 活動は義務ではありません。**自身や家族の安全を最優先**し、可能な場合のみ協力をお願いしています。

Q いつまで活動すればいいのですか？途中でやめることはできますか？

A 自身の都合や車両の残電力を考慮して調整してください。体調悪化や故障時はいつでも活動を終了して構いません。